

年末調整を受ける際の注意事項

令和6年分年末調整に係る各申告書は、正しく記載して提出されていますか？

扶養控除等の誤りが後日分かった場合には、年末調整のやり直しなど(所得税及び復興特別所得税の追徴など)を行わなければなりません。

※ 基礎控除など、申告書を提出しなければ適用を受けることができない控除もありますので、提出漏れがないようご注意ください。

＜年末調整に係る申告書の記載事項チェック表＞

令和6年分年末調整に係る各申告書の記載事項に誤りがないか、次の表を参考にチェックしてみてください。

<p>扶養控除等申告書</p> <p>【記載例】 </p>	<p>配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る 定額減税のための申告書</p> <p>【記載例】 </p>
<p><input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族は、年齢16歳以上(平成21年1月1日以前生)の扶養親族ですか。</p>	<p><input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額は1,000万円以下ですか。</p>
<p><input type="checkbox"/> 老人扶養親族は、年齢70歳以上(昭和30年1月1日以前生)ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」にチェックを付けていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額だけでなくあなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 配偶者控除と配偶者特別控除との区分は正しくされていますか。</p>
<p><input type="checkbox"/> 特定扶養親族は、年齢19歳以上23歳未満(平成14年1月2日～平成18年1月1日生)ですか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 老人控除対象配偶者は、年齢70歳以上(昭和30年1月1日以前生)ですか。</p>
<p><input type="checkbox"/> 扶養親族又は障害者に該当する同一生計配偶者があなたと別居している場合、常に生活費等の送金を行うなど、その扶養親族等と生計を一にしているといえますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか(提示でも可)。</p> <p>※ 扶養控除等申告書を提示する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です。</p>
<p><input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者に該当する同一生計配偶者又は年齢16歳未満の扶養親族の合計所得金額はそれぞれ48万円以下ですか。</p>	
<p><input type="checkbox"/> 障害者に該当する(人がいる)場合に記載漏れはないですか。</p> <p>※ 障害者控除は、年齢16歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。</p>	<p><input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(非居住者は除きます。)をあなた(合計所得金額1,805万円以下の人に限ります。)の定額減税額の計算に含める場合、その配偶者について記載していますか<sup>(注)</sup>。</p>
<p><input type="checkbox"/> 寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか。</p>	<p>保険料控除申告書</p> <p>【記載例】 </p>
<p><input type="checkbox"/> 住民税に関する事項に、年齢16歳未満(平成21年1月2日以後生)の扶養親族を記載していますか。</p>	
<p><input type="checkbox"/> 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」(その者が一定の要件に該当する場合には、「親族関係書類」に加えて、「留学ビザ等書類」)及び「送金関係書類」(その者が一定の要件に該当する場合には「38万円送金書類」)を添付していますか(提示でも可)。</p>	<p><input type="checkbox"/> 各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人年金保険料にかかる契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとするものですか。</p>
<p><input type="checkbox"/> 扶養親族(非居住者は除きます。)をあなた(合計所得金額1,805万円以下の人に限ります。)の定額減税額の計算に含める場合、その全員について記載していますか<sup>(注)</sup>。</p>	
<p>基礎控除申告書</p> <p>【記載例】 </p>	<p><input type="checkbox"/> 地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にするものですか。</p>
<p><input type="checkbox"/> 合計所得金額の見積額は、他の勤務先から受けている給与や、給与以外の所得がある場合に、それらを合計していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料との区別は正しくされていますか。</p>
<p><input type="checkbox"/> 給与所得金額の見積額は、所得金額調整控除や特定支出控除を控除していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 社会保険料の金額に給料から差し引かれた社会保険料を記載していませんか。</p>
<p><input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額は1,805万円以下で定額減税の対象ですか。</p>	
<p>所得金額調整控除申告書</p> <p>【記載例】 </p>	<p><b>こんなときには、扶養控除等申告書の異動申告が必要です！</b></p> <p>本年の途中で、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 控除対象扶養親族であった家族の就職や結婚等により控除対象扶養親族の数が減少したとき。</li> <li>2 あなたが障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することとなったとき。</li> <li>3 同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったとき。</li> </ol>
<p><input type="checkbox"/> あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額は850万円を超えていますか。</p>	<p>(注) 「扶養控除等申告書」及び「配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」に同一生計配偶者や年少扶養親族を含む扶養親族(いずれも居住者に限ります。)を記載していれば、年末調整において定額減税を受けるために、「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」の様式を提出する必要はありません。</p>
<p><input type="checkbox"/> 「扶養親族が23歳未満(平14.1.2以後生)」の要件にチェックを入れている場合、「扶養親族等」欄に記載した者は、23歳未満(平成14年1月2日以後生)ですか。</p> <p>※ 2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件にチェックを付けます(いずれの要件にチェックを付けても控除額は変わりません)。</p> <p>また、1つの項目に該当する扶養親族が複数いる場合は、その扶養親族のうち、いずれか一人を「扶養親族等」欄に記載します。</p>	